

平成31年度大学の設置者変更に係る学校法人の寄附行為（変更）の  
認可申請に関する学校法人分科会の意見に対する回答について

学校法人名等	大学名等	学部・学科・研究科名
学校法人東京家政学院 学校法人筑波学院大学	筑波学院大学	経営情報学部 ビジネスデザイン学科

1. 既設学部の定員未充足の原因とこれまでの改善方策等について説明するとともに、この状況を踏まえた設置者変更後の長期的な学生確保の見通しについて説明すること。

(回答)

茨城県の進学率は51%、うち自県進学率は18%で、首都圏など県外への流失が多い。

本学は、日本人入学生の80～90%が県内高校からの入学生で、この比率は他大学に比して高い状態であるが、県内からの受験生が減少する傾向がみられる。

平成22年、受験生の多様化に対応した学部・学科改革を実施し、入学生が増加し平成24年度入学生は165人（定員充足率は83%）となったが、満足度の高い学習環境の改善策についての地域や保護者との連携の取組みが十分でなかったことや学生募集策の不徹底から、減少に転じ、特に女性の関心が高いコミュニケーション分野の訴求が弱まったこともあり、平成25年度は入学生99人と定員充足率50%を切った。

そこで、本学の特徴である少人数教育、地域との連携教育に加え、次に掲げる方策を実施した。

- 第1に、教育の質の向上。多くの退職教員の補充に当たり、学生・生徒や社会のニーズに即したカリキュラムの見直しを行い、経営情報学部で学ぶマネジメント力、コミュニケーション力の重要性を訴求し、履修モデル（コース）の拡充を図った。平成31年度には、ニーズの高い地域デザインコースを新設する。
- 第2に、組織体制の整備。平成26年度以降、茨城県との人事交流、法人からのスタッフの派遣、新規職員の採用等により組織の強化を図り、学生募集・広報戦略、カリキュラム改革、高大連携、就職支援を推進している。特にキャリア教育、就職支援を拡充した結果、60%台であった就職率を98%に高めた。
- 第3に、地域連携・協力の強化。茨城県、つくば市等市町村との連携協力のもと、平成27年に設置した地域デザインセンターを中心に地域連携を強化し、地域計画や企業広報等に協力し、地域に貢献する大学としての位置付けを高めた。本学の特色であるつくば市をキャンパスとする「OCP（オフキャンパスプログラム）」を必修の実践科目とし、学生の教育の質向上、キャリア教育に資してきた。
- 第4に、生涯学習機能の強化。文部科学省の職業実践力育成プログラムとして、日本語教員養成プログラム、地域デザイン学芸員資格を取得、社会人と学生に対応する資格を充実した。平成25年、公開講座をコミュニティカレッジに改め、80講座以上の講座を開講し、市民の学習の場、地域と大学の交流の場として機能を高めてきた。

以上のような本学の特徴、各種取り組みなどを基本に、次に掲げるように学生募集対策を抜本的に改善した。

- 高校訪問について、訪問校の重点化を図るとともに、オープンキャンパスに誘導するための説明会の実施、オープンキャンパスにおける保護者の個別説明、在学生の参画などの改善、ウェブの活用や女子高校生向けの広報の拡充など募集対策を一新した。つくば市と東京を結ぶつくばエクスプレス線や常磐線沿線の中学生、高校生が増えていることに着目し、募集対象地域として両線沿線にシフトするとともに、（学）東北外語学園との協力のもと東北地方にも拡大した。
- 入試制度について、AO入試の多様化、センター試験利用入試の導入、卒業生推薦入試の新設をするとともに、インターネット出願など制度改革を行った。

・経済支援について、家計に応じた授業料減免による入学機会の拡大を図るとともに、特待生制度、資格取得奨励制度、奨学金付与型推薦入試の新設、つくばで暮らそう奨学金（宿舍費補助）など意欲のある学生の入学を支援する奨学制度を拡充した。

その結果、平成26年から入学生が年々増加し、入学生は、平成27年度には146人、平成28年度153人、平成29年度168人、平成30年度177人と増加傾向になった。このほか、東北外語観光専門学校を含め、平成29年度8人、平成30年度15人の編入があった。

最近、人口増が著しい筑波エクスプレスや常磐線沿線の地域のニーズに応えるべくカリキュラムの精査を行い、また、労働人口減に伴う外国人への期待が高まるなか、ビジネスリーダーとなる外国人・留学生の教育につき本学に強い要請が自治体や企業から寄せられている。本学卒業生の過半数が県内に就職している実態をも踏まえ、地域に定着して産業を支える、あるいは新しい事業を起こす人材育成に対する要請に積極的に応えていくこととしたい。

このような改善方策により、学生募集は改善傾向にあり、平成31年度は入学定員充足を見込んでいる。

一方、今後、少子化が見込まれるなか、長期的に学生を安定的に確保するため、次に掲げる改善方策を実施する。

- ・第1に、地域の人材需要に応じた教育の質保証。地域の人材ニーズを迅速に把握し、人材ニーズに応えたカリキュラムの見直しを柔軟に行う。外国人労働者の増加が見込まれるなか留学生をビジネスリーダーとして養成するコースや、地域に密着する産業を支える人材を育成するコースを構想する。
- ・第2に、高大連携の強化。高大接続の重要性が高まるなか、高校において、本学の教育研究成果を生かした出前講座や進学説明会を教育委員会の協力の下に実施し、本学の地域における認知を高めていく。
- ・第3に、全学体制で行う学生募集活動の練度の向上。進学ガイダンスへの戦略的参加、受験生応援サイトの作成、メディアを利用してのパブリシティと効果的なリリースの実施など本学の認知向上を図り、また、オープンキャンパス、入試相談会等のイベントの設計を見直し、動員の強化を図る。その際、リスティング広告を効果的に活用する。
- ・第4に、東北へのサテライトキャンパスの設置。学生募集の対象を東北地方に拡大するため、(学)東北外語学園との連携の下、広報活動のためのサテライトキャンパスを設置する。また、連携校である東北外語観光専門学校等からの入学・編入学を確実に確保する。

上記の改善方策を継続的、着実に進めることにより、設置者変更後、長期的に安定的な学生確保ができる見込んでいる。

2. 新設法人が受領予定の寄付金10億円について(学)東北外語学園との間でどのような議論が行われて決定されたか説明すること。

(回答)

(学)東京家政学院が設置する筑波学院大学と連携協定を締結している東北外語観光専門学校の設置者は、(学)東北外語学園である。

(学)東京家政学院と(学)東北外語学園が協力して新たな学校法人を設置し、筑波学院大学の設置者を(学)東京家政学院から新設法人に変更することの協議を行った。

その際、新設法人の経営の安定性確保のために財務基盤の確立が不可欠であることを共通認識し、(学)東京家政学院と(学)東北外語学園との間で、資金確保について協議した。(学)東北外語学園の理事長は、(学)東京家政学院の理事を務めており、新設法人の理事長予定者である。

双方協議の結果、(学)東北外語学園から新設法人に対して10億円の資金提供(寄附)を行うことで合意した。これは、筑波学院大学の過去の資金収支に鑑み、仮に2億円の資金減少(資金収支上支出超過)が生じたとしても、5年間資金を維持できる金額として、10億円が適当であると判断し、合意したものである。

(学) 筑波学院大学（仮称）準備委員会の設置に当たり締結した「新しい筑波学院大学について（合意書）」並びに法人の設立及び設置者変更に係る認可を文部科学大臣に申請するに当たり締結した「筑波学院大学の設置者変更に係る協定書」の中で、(学) 東北外語学園は新法人に総額10億円の資金提供を行う旨を明記している。

(学) 東北外語学園においては、平成29年7月24日理事会において、「新しい筑波学院大学について（合意書）」の締結の審議に際し、学校法人の公益性の観点から10億円の資金提供を行うことにつき慎重に審議を行った。その結果、全員一致で承認された。

3. 設置者変更後の(学)筑波学院大学の中長期的な財政見通しについて説明するとともに、安定した学校法人運営が行えるか説明すること。

(回答)

(学) 筑波学院大学は、その前身である東京家政学院筑波短期大学が平成2年に開学して29年が経過し、中長期的には施設の改修・更新に伴う支出が多額に生じることが見込まれる。この状況を踏まえ、以下の方策・方針に基づき、安定的な学校法人運営を行う。

#### 1. 教育活動資金収支の安定的な黒字化の実現による修繕引当特定資産の積立

以下の方策により教育活動資金収支の安定的な黒字化を実現し、もって修繕引当特定資産の積立を行う。

- ・回答1に記載のとおり、学生を安定的に確保することで学納金収入を確保する。
- ・教育研究活動を維持しながら支出を削減するため、奨学費の抑制、取引業者との契約の見直しによる経費支出削減を行う。
- ・これにより、新設法人移行の平成31年度、資金収支の教育活動収支差額（215百万円）及び事業活動収支の教育活動収支差額（126百万円）を見込んでおり、その後も安定的に収入超過となる。

#### 2. 財務規律を維持した施設の改修・更新投資

中長期的には施設の改修・更新に伴う支出が必然的に見込まれるため、一時に多額の支出が生じないよう、以下の方針に従い、財務規律を維持し、優先度が高い箇所から段階的改修を行う。

- ・改修・更新工事に当たっては、修繕引当特定資産を活用し、原則としてその取崩額の範囲内での施設改修・更新を行う。
- ・大規模な更新投資に伴い、借入金の活用を要する場合であっても、純有利子負債をゼロに維持するとともに、借入金償還支出が教育活動資金収支差額の1/2を超えない範囲での借入とする。
- ・(学) 東北外語学園からの寄付金10億円については、7億円を安定経営のための運転資金として留保し、3億円を施設設備資金として修繕引当特定資産の積立が進むまでの施設改修・更新資金として活用する。

上記の結果、設置者変更後の(学) 筑波学院大学において、中長期的に財務規律を保ちながら、安定した学校法人運営を見込んでいる。

4. 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。

(回答)

認可までに申請内容を見直す場合には、事前に、速やかに協議いたします。

5. 筑波学院大学の設置者変更について、教職員、学生及び保護者に対する説明の状況や、その反応について改めて説明すること。

(回答)

#### 1. 説明会実施状況

筑波学院大学の改革については、その進捗状況について適宜説明を行い、共通理解を図りつつ進めてきたが、最近1年間の実施状況は、次のとおりである。

- ・筑波学院大学全教職員に対して、学校法人筑波学院大学(仮称)設置委員会の設置に当たり平成29年9月14日に、関係申請書類を文科省に提出するに当たり平成30年3月8日に説明会を開催、理事長から進捗状況について説明を行い、了承を得た。
- ・同窓会に対して、平成30年2月23日同窓会連絡協議会を開催、設置者変更について理事長から説明を行い、光塩会(大学同窓会)及びあづま会(高校同窓会)の了承を得た。また、平成30年6月9日開催の光塩会支部長会議、6月10日開催の光塩会評議員会、総会で設置者変更について理事長から説明を行い、了承を得た。
- ・保護者(後援会)に対して、平成30年3月8日説明会を開催、設置者変更について理事長から説明を行い、是非実現してほしいとの要望があり、了承を得た。
- ・筑波学院大学在学学生に対して、平成30年3月16日説明会を開催、設置者変更について理事長から、今後の大学の発展について学長から説明を行い、了承を得た。
- ・平成30年6月7日(木)筑波学院大学全教職員に対して移籍について説明会を実施し、教職員から移籍承諾書を受領しているところである。

#### 2. その他の情報提供等

上記のほか、関係者との間で次のとおり説明、情報提供、意見交換等を行なっている。

- ・毎月開催される教授会(教員全員が構成員)で、設置者変更の進捗状況について、学長から説明、情報提供し、共通理解を図っている。
- ・事務職員全員に対し常務理事が12月に個別面談を実施し、筑波学院大学の設置者変更と移籍について説明を行うと共に移籍の意向を確認したところ全員了承した。
- ・労働組合に対しては、昨年来、月に1回実施される交渉の場で、進捗状況の説明、意見交換、質疑等を行い、理解を得ている。労働組合からは、設置者変更に伴う労働条件の維持について要望が出されている。
- ・設置者変更に関連して、理事長、学長等への質問を常時受ける体制を設けているほか、問合せのメールアドレスを公開するなど個々の問合せに対して、都度丁寧に対応している。

#### 3. 茨城県、つくば市との協議

茨城県、つくば市と適宜連絡、意見交換、協議を行っており、茨城県知事、つくば市長、学校法人東京家政学院理事長、学校法人筑波学院大学設置準備委員会委員長の間で、筑波学院大学設置者変更に係る覚書(平成30年3月7日)を交換した。

- ※ 添付資料 ①新しい筑波学院大学について(合意書)  
②筑波学院大学の設置者変更に係る協定書



## 新しい筑波学院大学について（合意書）

新しい筑波学院大学の経営及び教育等について、次のとおり合意する。

### 1. 新法人の設置の趣旨、効果

筑波学院大学を運営する新法人の設置は、1法人・1大学の体制として経営と教学の一体化を図る趣旨であり、これによりスピード感のある運営を行い、地域に密着した大学として地域との連携を強化するうえで大きな効果がある。

新法人は、学校法人東京家政学院との協力関係を維持しつつ、筑波学院大学が連携している学校法人東北外語学園と業務の提携を行うことにより、経営の安定性を確保する。

### 2. 新法人の名称及び大学の名称

新法人の名称は「学校法人筑波学院大学(仮称)」とし、新法人設立時の大学の名称は変更せず「筑波学院大学」とする。

### 3. 建学の精神及び教育理念

東京家政学院の創設者大江スミが提唱した「KVA精神」を継承し、「知識の啓発」「徳性の涵養」「技術の錬磨」を、建学の精神とする。

グローバル化、少子高齢化が進む現代社会に即応するようKVA精神を具現化し、「地域社会に貢献」でき、「国際的に活躍」できる人材の養成を教育理念とする。

### 4. 地域連携の方針

公私協力型大学として設置され、茨城県及びつくば市との協力・連携してきた経緯を十分に踏まえ、新法人設置後も、COCとして茨城県、つくば市との関係は維持・強化し、また、他の自治体や企業等との連携・協力関係を築く。

### 5. 学部・学科の改組

#### (1) 新法人設置時

新法人設置時は、現在の経営情報学部ビジネスデザイン学科として学生募集を行い、カリキュラムの改定、教員の採用等によりコース(履修モデル)の改善を図る。

#### (2) 2020(平成32)年度以降の改組計画

現在のコースでの学びに加え、グローバル時代にふさわしい国際教養人を養成する新しい学部・学科の設置を含め改組を計画し、収容定員1,000名を目指す。

### 6. 養成する人材像及び教育方法

#### (1) 養成する人材像

経営・デザイン・観光・情報の知識及び実践的な技能を備えた「地域社会に貢献できる人材」、高度なコミュニケーション能力と主体的な問題解決能力を備えた「国際的に活躍できる人材」＝「国際教養人」を養成する。

#### (2) 教育方法

全学生が主体的に地域で活動するアクティブラーニング型教育を推進し、少人数による双方向型、課題解決型の教育により、国際教養を基礎に知識と技術を習得し、海外研修やインターンシップを経て実践力をつける。

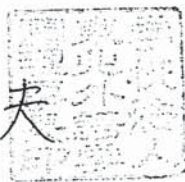
7. 在籍する学生の教育の保証  
新法人設置時、筑波学院大学に在籍する学生の継続的な教育を保証する。
8. 教職員の雇用の保証  
新法人設立時に在職する教職員の雇いを継続し、雇用条件を保証する。
9. 大学の資産の譲渡及び今後の施設整備計画等  
学校法人東京家政学院は、筑波学院大学に係る土地、建物、設備等の資産を新法人に譲渡し、新法人は、これを筑波学院大学の教育用の資産として継続して使用する。  
新法人は設立後、速やかに施設整備計画を策定し、その計画に基づき、必要な資金の確保、施設の維持、充実を図る。
10. 資金の確保（新法人への資金提供）  
新法人の安定経営を確実にするため、学校法人東北外語学園は、新法人へ施設整備資金3億円、運転資金7億円、総額10億円の資金提供を行う。
11. 学生の確保の見込み  
筑波学院大学の学生募集は近年改善傾向にあるが、今後の少子化の進展を念頭に、早期に入学定員充足を図り、収容定員の確保を目指す。  
具体的には、21世紀型教育機構と連携し、モデル校として会員校からの学生受入を確実に行う。さらに、東北外語観光専門学校との募集協力を強化する。
12. 新法人の管理運営体制  
私立学校法に基づき、新法人に理事会、監事、評議員会を設置する。構成については、茨城県、つくば市の意向を聞き、具体的に検討する。
13. 新法人の事務体制  
新法人の所在地はつくば市とし、法人事務は、筑波学院大学で処理する。
14. 新法人の準備組織  
任意団体として、両法人の役員等を中心に構成する学校法人筑波学院大学(仮称)設立準備委員会を設立し、学校法人東京家政学院及び学校法人東北外語学園の協力の下、新法人の設立準備を進める。  
学校法人筑波学院大学(仮称)設立準備委員会は、別紙「学校法人筑波学院大学(仮称)設立準備委員会設置要綱」の定めるところにより設置し、本年度中に法人設置認可申請を行うことを目指すこととする。

2017（平成29）年7月28日

学校法人東北外語学園

理事長

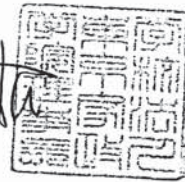
橋本 綱夫



学校法人東京家政学院

理事長

沖本 和祐





## 筑波学院大学設置者変更に係る協定書

学校法人東京家政学院(以下「甲」という。)、学校法人筑波学院大学設立準備委員会(以下「乙」という。))及び学校法人東北外語学園(以下「丙」という。))は、筑波学院大学の設置者変更にあたり次のとおり協定書を締結する。

### 1.新法人の設置の趣旨

筑波学院大学を設置する新たな法人は、学校法人筑波学院大学(以下「新法人」という。))とし、1法人・1大学の体制として経営と教学の一体化を図ることによりスピード感のある運営を行い、地域に密着した大学としての発展を目指し、地域との連携を強化していく。

新法人は、甲との協力関係を維持しつつ、丙と業務の提携を行うことにより、経営の安定性を確保する。

### 2.新法人の所在地

新法人の所在地はつくば市吾妻三丁目1番地とする。

### 3.大学の名称

新法人の設立時、大学の名称は変更せず「筑波学院大学」とする。

### 4.建学の精神及び教育理念

新法人は、筑波学院大学を設置する東京家政学院の建学の精神「知識の啓発」「徳性の涵養」「技術の錬磨」(KVA精神)を継承する。あわせて、グローバル化、少子高齢化が進む現代社会に即応するようKVA精神を具現化し、「地域社会に貢献」でき、「国際的に活躍」できる人材の養成を教育理念とする。

### 5.地域連携の方針

筑波学院大学は、公私協力型大学として茨城県及びつくば市の協力・連携により設置された経緯を十分に踏まえ、新法人は、COCとして茨城県、つくば市との関係を維持・強化し、また、他の自治体や企業等との連携・協力関係を築いていく。

### 6.学部・学科の改組

#### (1) 新法人の設置時

新法人の設置時は、現在の経営情報学部ビジネスデザイン学科として学生募集を行い、カリキュラムの改定、教員の採用等によりコース(履修モデル)の改善を図る。

#### (2) 2020(平成32)年度以降の改組計画

現在のコースでの学びに加え、グローバル時代にふさわしい国際教養人を養成する新しい学部・学科の設置を含め改組を計画する。

7.在籍する学生の教育の保証

新法人は、設置時に筑波学院大学に在籍する学生の継続的な教育を保証する。

8.教職員の雇用の保証

新法人は、設置時に在職する教職員の雇いを継続し、甲での雇用条件を継承し保証する。

9.大学の資産の譲渡及び今後の施設整備計画等

甲は、新法人設置に係る茨城県及びつくば市との合意書を締結し、筑波学院大学に係る土地、建物、設備等の資産を新法人に譲渡し、新法人は、これを筑波学院大学の教育用の資産として継続して使用する。

新法人は設立後、速やかに施設整備計画を策定し、その計画に基づき、必要な資金の確保、施設の維持、充実を図る。

10.資金の確保

新法人の安定経営を確実にするため、丙は、新法人に総額 10 億円の資金提供を行う。

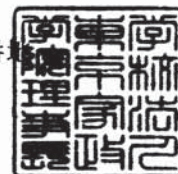
11.新法人の管理運営体制

私立学校法に基づき、乙は、文部科学省に寄附行為の認可を申請し、その承認を得て、新法人の理事会、監事及び評議員会を設置する。

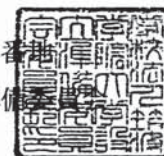
この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 30 年 3 月 9 日

甲 東京都千代田区三番町 22 番地  
学校法人東京家政学院  
理事長 沖吉和祐



乙 茨城県つくば市吾妻三丁目 1 番地  
学校法人筑波学院大学設立準備  
委員長 橋本綱夫



丙 宮城県仙台市青葉区五橋二丁目  
学校法人東北外語学園  
理事長 橋本綱夫

